

議 長 承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」が町長より提出されましたので、この議案を追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。承認第6号専決処分の承認を求めることについてを日程に追加し、議題といたします。事務局は配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開催し、議案の取り扱い等について審議してください。 (11時06分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時14分)

ただいま、追加日程第1について議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、こんにちは。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。承認第6号「専決処分の承認を求めることについて」の取り扱いについて。本日午前11時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期の変更はありません。

次に、審議内容について申し上げます。本件はですね、議案の提案説明、細部説明を行い、質疑・討論を行って即決といたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議 長 議会運営委員会の報告が終わりました。お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議 長 追加日程第1「承認第6号専決処分の承認を求めることについて」を議題と

いたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 承認第6号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年12月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、専決処分について御説明させていただきます。1枚おめくりください。専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の別紙でございます。令和2年11月27日、松田町長 本山博幸。理由、人事院勧告に基づき、職員の給与を改正するに当たり、施行期日の関係から、松田町職員の給与に関する条例の改正に急施を要するため、専決処分をするものでございます。

専決処分する理由のもう一つなんですけれども、国家公務員の給与に関する法律の可決をもって、町の条例のほうの条例改正が必要ということでした。今回は、期末手当でございますので、12月の1日が基準日となることから、議会招集することが、いとまがないために、11月27日、国家公務員法の可決日をもって専決処分をさせていただきました。

その内容につきましては、1枚おめくりください。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。第1条でございますが、ここにつきましては、第20条第2項及び第4項中に100分の130とございますが、これを0.05引き下げまして、100分の125に改めるものでございます。第2条につきましては、同じく第2条及び第4項中の100分の125を、100分の127.5に改めるものでございます。

まず第1条でございますが、0.05引き下げるものでございますが、期末手当につきましては、年6月と12月の2回ございます。6月につきましては、既に支給済みでございますので、12月の期末手当で0.05をまとめて引き下げるとう

改正でございます。第2条につきましては、これは後ほど施行期日のところで御説明しますが、来年度、令和3年の4月1日からの分としまして、6月と12月に0.05を2分の1ずつ振り分けたところで、100分の127.5に改めるというものでございます。

附則でございます。施行期日につきまして、1として、この条例の第1条につきましては公布の日から施行すると。2として、この条例の第2条は、令和3年の4月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長

担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺

嶋

まずですね、これは人事院勧告に基づきと書いてあるんですけども、あくまでも人事院勧告自体は国家公務員に対しての人事院勧告。これに準ずるということでよろしいと私は解釈してるんですけども。そういうことでよろしいのでしょうか。

それです、国家公務員と地方公務員というのは、地方公務員のほうがね、もう圧倒的に数は多い…職員の数はね、全国的にですよ。合わせたら、相当多いわけですよ。そういうところでの、ちょっと解釈の仕方について、お伺いします。

それからですね、来年3年度の期末手当が6月と12月にも削減されるということなんですけども、これも人事院勧告に基づいて決定なんでしょうか。来年度も引下げるといって自体がちょっとね、私は納得できないもので、それをお伺いします。

あとは、今度はですね、職員は去年からですか。会計年度任用職員の方も期末手当の対象になってます。職員ですよ。そうした場合、そういう方も、期末手当が引下げられちゃうということになりますと、相当ね、今コロナ禍で大変厳しい中でね、やっぱり相当の消費不況といいますが、大変になると思うので、その辺のことについてお伺いします。

参事兼総務課長

ただいま寺嶋議員の御質問にお答えします。まず初めにですね、人事院勧告と同じ引下げ率で準じて今回改正させていただいております。それと、今年度、今回の改正では、期末手当の引下げにつきましては、ここから恒久的にという

ことで引下げをしますので、今の段階では、来年の6月、12月はこの引下げになって進む状況になりますが、またそこで人事院勧告もございましたら、そこでまた率を変えるという流れを、今まではやってるところでございます。それと、会計年度任用職員につきましても、この辺は同じような形の中でやっていくという形を取っております。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

承認第6号専決処分の承認を求めることについて、について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。